

第8回総会議事録（R5年8月）

都城市農業委員会

1 日 時 令和5年8月30日 午前9時30分～

2 場 所 中央公民館 大会議室

3 委 員

出 1 徳益 吉明	出 2 柿並 マリ子	出 3 有川 はつ子	出 4 馬渡 広二
出 5 山中 美代子	出 6 重富 保(代理)	出 7 長谷場 平	出 8 蒲生 敏朗
出 9 坂上 和秋(会長)	出 10 永田 勇作	出 11 松枝 みどり	出 12 松山 忠雄
出 13 川内 幸洋	出 14 田中 加代子	出 15 紺家 知征	出 16 永野 一美
出 17 井窪 浩一	出 18 七日市 昌子	出 19 田中 操	出 20 乙守 賢次
出 21 藤森 和代	出 22 小野 籍雄	出 23 福田 安昭	出 24 中島 学

4 事務局

局 長 原田 弘文	次 長 野崎 洋一
主 幹 内 克文	副 主 幹 中山 幸枝
副 主 幹 吉國 雄一郎	主 査 長倉 誠一郎
主 査 鬼東 純平	主任主事 音山 眞希子
主 事 西山 竜貴	副 主 幹 山波 幸二(高城総合支所)
副 主 幹 川本 美緒(山田総合支所)	副 主 幹 坂元 友明(高崎総合支所)
農政課副課長 鶴村 勇一	農政課主幹 田島 利裕
農政課主査 鎌田 淳久	
農政課副主幹 松原 伸也	農政課主事 日高 暉大

5 付議案件

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第15号 許可書の返戻について
報告第16号 農地法第4条届出報告について
報告第17号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による承認案件の無効報告について
議案第63号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見決定について
議案第64号 都城市農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
議案第65号 農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断について
議案第66号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について
議案第67号 農地法第3条許可申請による農業委員会の許可決定について
議案第68号 農地法第4条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について
議案第69号 農地法第5条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について
議案第70号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農業委員会の決定について
議案第71号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について(中間管理事業)

第8回総会議事録

議長 ただ今より令和5年の第8回総会を開催いたします。本日は24名中全員の出席となっています。議事録署名人を私から指名させていただきます。13番委員と14番委員にお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、審議に移ります。本日は報告案件4件と議案9件となっています。まず報告案件ですが、4件まとめていきたいと思っております。報告第14号農地法第18条第6項の規定による通知について、そして、報告第15号許可書の返戻について、次に報告第16号農地法第4条届出報告について、更に報告第17号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による承認案件の無効報告について、まとめて事務局の説明をお願いします。

事務局 ご報告いたします。報告第14号農地法第18条第6項の規定による通知についてですが、議案書は1ページから35ページまでとなります。今月は67件の通知で、172,036.00㎡の内容となっています。次に報告第15号許可書の返戻についてですが、議案書は36ページと正誤表となります。5,598.00㎡の内容で、第3条が3件と第4条が1件の計4件となっており、返戻理由につきましては、備考欄のとおりでございます。続いて、報告第16号農地法第4条届出報告についてですが、議案書は37ページです。こちらは農業用の車庫、倉庫としての利用の届出でございました。今月は1件で、179.63㎡の内容となっています。次に報告第17号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による承認案件の無効報告についてですが、議案書は38ページから39ページになります。これは、6月の総会で審議されました農地の売買、あっせん案件でございますが、手続きを進める中で、売買代金の支払が期限通りに実行されなかったことによりまして、この案件は無効扱いとなりましたので、それを皆様にご報告するものです。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入りますが、何かご質問はございませんか。

全委員 無し。(の声あり)

議長 何も無いようですので、報告第14号、15号、16号、および17号については承認するものといたします。続きまして、議案審議に入ります。まず議案第63号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見決定についてを議題といたします。議案に対する説明をお願いいたします。

農政課担当 本日は農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてご説明させていただきます。事前に配布いたしました資料についてご説明いたします。資料は3部ございまして、資料1は農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の今回の案です。それから資料2は今回の改正案と現行のものとの新旧対照表となっています。最後の資料は、今回の基本的な構想の変更について、変更の理由、変更の要点をまとめた概要となっております。ではこれより内容について説明をさせていただきます。

<事前配布の資料に沿って内容説明>

議長 ありがとうございます。説明が終わりましたので、質疑に入りますが、何かご質問はございませんか。

全委員 無し(の声あり)

議長 何も無いようですので採決いたします。議案第63号農業経営基盤強化の促進に関する基

本的な構想の見直しに係る意見決定について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 (全委員挙手)
議長 全委員挙手でございます。よって、議案第 63 号については、承認するものといたしました。

次に議案第 64 号都城市農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についてを議題といたします。議案に対する説明をお願いいたします。

農政課担当 <資料に沿って、編入 2 件、用途変更 9 件、除外 13 件の案件 24 件の概略説明>
議長 説明が終わりましたので、質疑に入りますが、何かご質問のある方はございませんか。
全委員 無し (の声あり)
議長 無いようですので採決いたします。議案第 64 号について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 (全委員挙手)
議長 全委員挙手ですので、議案第 64 号につきましては承認するものといたしました。ありがとうございました。

農政課担当 (退席)
議長 続きまして、議案第 65 号農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 65 号農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断についてでございます。議案書は 42 ページから 63 ページになります。今回は 161 件、243 筆の 234,904.96 m²の案件について、非農地かどうかの判断を求めるものでございます。

最終確認につきましては、63 ページの表のとおり各地区の担当委員に最終確認をしていただいたところです。各委員とも、いずれも山林原野化していて、今後も農地としての利用は見込めないだろうとの判断でございましたので、この 243 筆を非農地として判断してよろしいかお伺いするものです。ご審議よろしくをお願いします。

議長 説明が終わりましたので、ここで質疑に入ります。何かご質問はございませんか。
全委員 無し (の声あり)
議長 無いようですので採決に入ります。議案第 65 号農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断について、ご同意いただける方の挙手をお願いします。

全委員 (全委員挙手)
議長 全委員挙手でございます。よって、議案第 65 号については、同意することに決定いたしました。

次に議案第 66 号農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 66 号農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてでございます。議案書は 64 ページになります。今月は、1 件の申請がございまして、2,305.00 m²の内容となっております。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 1 ページに記載してあります。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 質疑に入ります。ご質問があればお願いします。何かございませんか。
全委員 無し (の声あり)
議長 無いようですので採決に入ります。議案第 66 号について、許可相当であることに、ご同

意いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員 (全委員挙手)

議 長 全委員挙手ですので、議案第 66 号については許可相当と決定しました。

次に議案第 67 号農地法第 3 条許可申請による農業委員会の許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 67 号農地法第 3 条許可申請による農業委員会の許可決定についてでございますが、議案書は 65 ページから 68 ページになります。今月は、15 件の申請がございまして、42,177.00 m²の内容となっております。いずれも農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないと判断しております。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 2 ページから 3 ページに記載してありますので、ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 ここでお諮りいたします。案件 8 番につきましては、10 番委員が当事者の代理人となりますので他と分けて審議したいと思えます。まず、8 番を除く案件について審議いたします。何かご質問のある方はございせんか。

全 委 員 無し (の声あり)

議 長 無いようですので採決いたします。議案第 67 号の案件 8 番を除く案件について、許可決定に、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員 (全委員挙手)

議 長 全委員挙手ですので、議案第 67 号の案件 8 番を除く案件はすべて許可するものと決定いたしました。それでは、10 番委員の退室をお願いします。

10 番 委員 (退室)

議 長 それでは、議案第 67 号の案件 8 番について審議いたします。何かご質問のある方はございせんか。

全 委 員 無し (の声あり)

議 長 特に無いようですので採決いたします。議案第 67 号の案件 8 番について、許可決定にご同意いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員 (全委員挙手)

議 長 全委員挙手ですので、議案第 67 号の案件 8 番については許可するものと決定いたしました。それでは、10 番委員の入室をお願いします。

10 番 委員 (入室)

議 長 次に議案第 68 号農地法第 4 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 68 号農地法第 4 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてですが、議案書は 69 ページから 71 ページになります。今月は 7 件の申請がございまして、7,994.00 m²の内容となっております。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 4 ページに記載のとおりです。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 この議案についてご質問をお受けしますが、何かございせんか。

全 委 員 無し (の声あり)

議 長 特に無いようですので採決いたします。議案第 68 号について、意見決定及び許可決定に、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員 (全委員挙手)

議 長 全委員挙手でございます。よって、議案第 68 号はすべて許可相当と決定いたしました。

次に議案第 69 号農地法第 5 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題とします。議案に対する事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 69 号農地法第 5 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてですが、議案書は 72 ページから 80 ページになりますが、今回は私の印刷ミスにより別冊の差替え分をお配りしておりますのでそちらの方を御覧下さい。今回は、27 件の申請がございまして、23,509.64 m²の内容となっています。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 5 ページから 7 ページに記載してございます。但し正誤表にありますとおり 9 番の案件につきまして、調査報告の修正がありますので御覧下さい。日照への影響が大きいため、隣接地の了解を得ることを条件として許可相当というものです。

9 番の案件につきまして、カラー刷りの現地の資料を本日配付しています。蕨原町の畑に 2 階建共同住宅を建てるという申請です。隣接地に台帳山林、現況畑の三角地 741 m²があります。境界から 2.5 m 控えて配置するものですが、東側の日照に影響があると思われます。ただ隣接地はここ数年未耕作で現在も雑草が茂っており、売地の看板が設置され、インターネットでも 800 万円という農地の売買価格ではない価格が表示されているところです。ポイントは農地としてみるのか。営農に支障があると判断するのかという点です。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 現地調査を行った委員はどうですか。

事務局 五十市地区の推進委員なので出席されていません。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かございませんか。

1 番委員 農地利用の可能性は低いと思います。800 万円は農地利用の価格とは考えられません。宅地転用予定の土地かと思います。

議長 有難うございました。他にご意見はございませんか。

全委員 無し (の声あり)

議長 何も無いようですので採決に入ります。議案第 69 号について、意見決定及び許可決定に、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 (全委員挙手)

議長 全委員挙手でございます。よって、議案第 69 号につきましてはすべて許可相当と決定いたしました。

次に、議案第 70 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農業委員会の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 70 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農業委員会の決定についてでございますが、議案書は 81 ページから 99 ページになります。まず所有権移転ですが、今回は 18 件の申請がございまして、64,589.00 m²の内容となっています。利用権設定につきましては、16 件の申請がございまして、54,887.00 m²の内容となっています。この公告につきましては、本日 8 月 30 日付けを予定しております。また、認定農業者以外の取得が 2 件ございまして、議案書 81 ページの下段と 82 ページの下段の案件となります。82 ページ下段の受人については、新規でありますので、別紙調査報告書のまとめの 8 ページに調査報告がなされています。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 説明が終了しましたので、質疑に入ります。只今の件について何かございませんか。

- 全 委 員 無し（の声あり）
- 議 長 無いようですので採決に入ります。議案第 70 号について、承認される方は挙手をお願いします。
- 全 委 員 （全委員挙手）
- 議 長 全委員挙手でございます。よって、議案第 70 号については原案どおり承認されました。次に議案第 71 号農用地利用集積等促進計画の意見決定について（中間管理事業）を議題とします。事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第 71 号農用地利用集積等促進計画の意見決定について（中間管理事業）でございます。議案書は 100 ページから 152 ページになります。内容につきましては、取下げがありましたので 114 件の申請で 276,324.00 m²の内容となっています。なお、公告につきましては、10 月 1 日付けで県の方ですることになります。以上です。
- 議 長 この件について、何かご質問はありませんか。
- 全 委 員 無し（の声あり）
- 議 長 特に無いようですので採決いたします。議案第 71 号について、承認される方は挙手をお願いします。
- 全 委 員 （全委員挙手）
- 議 長 全委員挙手でございます。よって、議案第 71 号につきましては原案どおり承認されました。
- これで本日予定していた議案審議はすべて承認するというところで終わりました。他に皆さんの方から何かございませんか。
- 全 委 員 無し（の声あり）
- 議 長 特に何もございませんので、これで第 8 回総会を終了したいと思います。皆さんどうもお疲れ様でした。

令和 5 年 月 日

議事録署名委員

1 3 番委員 _____

1 4 番委員 _____

作成者 野崎 洋一